

議案第28号

三朝町基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年3月8日

三朝町長 吉田秀光

三朝町基金条例の一部を改正する条例

三朝町基金条例（平成21年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。
別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条、第3条、第5条関係）

名称	設置目的	積立て	基金の額	運用益金の整理 又は処理
1 三朝町奨学資金貸付基金	奨学資金の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うこと。	一般会計歳入歳出予算に定める額	1,000万円	一般会計歳入歳出予算に計上して整理
2 三朝町土地開発基金	公用又は公共用に供する土地、公共の利益のために取得する必要がある土地等をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	1,500万円	一般会計歳入歳出予算に計上して整理
3 三朝町用品調達等集中管理基金	用品の集中購買及び公共料金等管理経費の集中経理等を実施する	一般会計歳入歳出予算に定める額	2,500万円	一般会計歳入歳出予算に計上して整理

	ことにより、行政事務の効率化に資すること。			
4 三朝町国民健康保険高額療養費資金貸付基金	高額療養費の支給対象者への資金の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うこと。	国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に定める額	200万円	国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して整理
5 三朝町水洗便所等改造資金貸付基金	三朝町の下水道処理区域に住宅を有する者及び下水道処理区域以外の区域において住宅に個別合併処理浄化槽を設置する者の、既設のくみ取り便所を水洗式に改造し、及び汚水を排除するための排水管を布設し、下水道に接続するための工事に要する資金を貸し付け、もって環境衛生の向上に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	1,500万円	下水道事業特別会計歳入歳出に予算に計上して整理

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。